

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、「制限付き一般競争入札」とは、本市が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により<u>契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。</u></p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が<u>1,000万円</u>以上の建設工事とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の事項に該当すると認められるときは、<u>対象工事としないことができる。</u></p> <p>(1) <u>事故又は災害等により、緊急の対応を必要とするとき。</u></p> <p>(2) <u>角田市請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）が審査し、やむを得ない理由があると認めるとき。</u></p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第4条 制限付き一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 法第27条の29の規定による総合評定値又は競争入札参加者の資格を定める基準（平成7年角田市告示第25号）による<u>格付</u>が、工事ごと</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が<u>5,000万円</u>以上の建設工事とする。<u>ただし、角田市請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第3条 制限付き一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 法第27条の29の規定による総合評定値又は競争入札参加者の資格を定める基準（平成7年角田市告示第25号）による<u>格付け</u>が、工事ごと</p>

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(3) <u>角田市共同企業体運用基準（平成7年角田市告示第21号）の規定に基づき共同企業体で行う工事</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、事後審査型一般競争入札に付することが適当でない工事</u></p> <p>（入札の公告）</p> <p><u>第8条</u> 市長は、制限付き一般競争入札を実施するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 入札参加の<u>手続</u>に関する事項</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>入札参加資格資格審査方式</u></p> <p>(9) <u>落札者の決定方法</u></p> <p>(10) <u>入札参加資格の確認方法</u></p> <p>(11) <u>その他市長が必要と認めた事項</u></p> <p>2 省略</p> <p>（設計図書等の閲覧等）</p> <p><u>第9条</u> 省略</p> <p>（入札の参加資格申請）</p> <p><u>第10条</u> 入札参加者は、制限付き一般競争入札参加申請書（様式第4号）を公告により指定した提出期限までに正副2部を市長に提出し、<u>第12条</u></p>	<p>（入札の公告）</p> <p><u>第5条</u> 市長は、制限付き一般競争入札を実施するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 入札参加の<u>手続</u>に関する事項</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>その他市長が必要と認めた事項</u></p> <p>2 省略</p> <p>（設計図書等の閲覧等）</p> <p><u>第6条</u> 省略</p> <p>（入札の参加資格申請）</p> <p><u>第7条</u> 入札参加者は、制限付き一般競争入札参加申請書（様式第4号）を公告により指定した提出期限までに正副2部を市長に提出し、<u>第8条</u>に規</p>

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>に規定する入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(事後審査型一般競争入札の参加申請)</p> <p><u>第11条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加申請書(様式第4号)を公告により指定した提出期限までに正副2部(正1部、副1部)を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第3条第1項の規定による建設業の許可書の写し</u></p> <p>(2) <u>法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し</u></p> <p>3 <u>市長は、前2項の規定により提出された書類において、記載上の不備がある場合は入札参加申請を受理しない。</u></p> <p>(入札参加資格の審査)</p> <p><u>第12条 第10条の申請書を提出した者の入札参加資格の有無については、第4条に定める入札参加資格要件の項目に従い、委員会の審査を経て、市長が確認するものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の規定により入札に参加する者の事前の入札参加資格の確認は行わないものとする。この場合における入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするための確認を行うものとする。</u></p> <p>(入札参加資格確認結果の通知)</p> <p><u>第13条 市長は、第10条の申請書を提出した者に対して入札参加資格確</u></p>	<p>定する入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(入札参加資格の審査)</p> <p><u>第8条 前条の申請書を提出した者の入札参加資格の有無については、第3条に定める入札参加資格要件の項目に従い、委員会の審査を経て、市長が確認するものとする。</u></p> <p>(入札参加資格確認結果の通知)</p> <p><u>第9条 市長は、申請書を提出した者に対して入札参加資格確認通知書(様</u></p>

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>認通知書（様式第7号）により所定の期日までに入札参加資格の確認結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないとした者には、その理由を付さなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>（事後審査型一般競争入札における落札候補者の決定）</u></p> <p><u>第14条 事後審査型一般競争入札の開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。</u></p> <p><u>2 落札候補者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。</u></p> <p><u>（事後審査型一般競争入札における入札参加資格確認書類の提出）</u></p> <p><u>第15条 前条の規定により、落札候補者となった者は、入札公告で示した日までに当該入札公告で示す確認書類等を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。</u></p> <p><u>（事後審査型一般競争入札における入札参加資格の審査及び落札者の決定）</u></p> <p><u>第16条 市長は、前条第1項の規定により確認書類等の提出があったときは、落札候補者が、入札公告で示す入札参加資格を有するか審査し、入札</u></p>	<p>式第7号）により所定の期日までに入札参加資格の確認結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないとした者には、その理由を付さなければならない。</p> <p>2～3 省略</p>

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>参加資格を有することを確認した場合は、落札者として決定する。</u></p> <p><u>2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないことを確認した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とし、当該落札候補者の次に予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者を落札候補者とし、前条及び前項の規定に基づき手続を行うものとする。</u></p> <p><u>(事後審査型一般競争入札における落札者等への通知)</u></p> <p><u>第17条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前条第2項の規定により落札候補者の行った入札を無効としたときは、当該落札候補者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して2日（角田市の休日をも定める条例（平成元年角田市条例第33号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができるものとする。</u></p> <p><u>(入札参加資格喪失)</u></p> <p><u>第18条 第13条第1項及び前条第1項により入札参加資格を有する旨を通知された入札参加者は、当該入札の申請書提出期限日（事後審査型一般競争入札においては開札日）から契約締結の日までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を失うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第4条各号に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。</u></p>	<p><u>(入札参加資格喪失)</u></p> <p><u>第10条 前条第1項の規定による通知を受けた日から当該入札執行日までの間において、入札参加資格を有すると確認した者（以下「入札資格者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札資格者を制限付き一般競争入札に参加させないものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条各号に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。</u></p>

角田市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(2) 省略</p> <p>2 市長は、<u>入札参加者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札に、参加させないものとし、入札後落札決定前にその事実が判明したときは、その者の入札を無効とし、落札決定後契約締結前にその事実が判明したときは、その者の落札決定を取り消し、仮契約締結後にその事実が判明したときは、当該仮契約を解除し、契約を締結しないものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により入札参加資格を失った入札参加者に対し、制限付き一般競争入札参加資格喪失通知書（様式第8号）により速やかに通知するものとする。</u></p> <p>（入札の取りやめ）</p> <p>第19条 市長は、<u>第12条</u>の入札参加資格の審査の結果により入札参加者のうち入札資格者が1人しかいないとき、又は前条の入札参加資格喪失により入札資格者が1人になったときは、制限付き一般競争入札を中止することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（委任）</p> <p>第20条 省略</p>	<p>(2) 省略</p> <p>2 市長は、<u>入札資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札資格者に対し、制限付き一般競争入札参加資格喪失通知書（様式第8号）により速やかに通知するものとする。</u></p> <p>（入札の取り止め）</p> <p>第11条 市長は、<u>第8条</u>の入札参加資格の審査の結果により入札参加者のうち入札資格者が1人しかいないとき、又は前条の入札参加資格喪失により入札資格者が1人になったときは、制限付き一般競争入札を中止することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（委任）</p> <p>第12条 省略</p>